

## 富士フィルムビジネスイノベーション 積立式団体終身保険

### ご加入者のみなさまへ

(拠出型企業年金保険・医療給付金付個人定期保険)

#### 〈2026年度・重要なお知らせ〉

※必ずご一読ください。

こちらのご案内とお申込書の送付は、今年度をもつて配布を終了させていただきます。

脱退まで、お手元に保管くださいますようお願い致します。

なお、この保険は新規加入を停止しており、ご加入されている方のみ今後も現在の加入内容での継続、または変更・脱退のお手続きが可能です。

※保険料を増額する(加入口数を増やす)ことはできません。



#### 手続方法

- ① 変更・脱退の方 → 2026年度：同封の申込書をご提出ください。  
2027年度～：申込書の配布はございません。  
富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX)  
ホームページのお問合せフォームよりご依頼ください。

- ② 前年通り継続の方 → お手続きは不要です。

#### 手続期間

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX)ホームページでご確認ください。

- ・減額：年一度の定期募集期間(一斉募集期間)のみ
- ・脱退・一部払出：通年

※毎年の定期募集期間は富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX)ホームページでご確認ください。

#### 書類提出先 および お問合せ先

#### 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX) 保険サービスセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー  
Eメール bxhoken@fujifilm.com

#### 団体名

#### 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社

この保険は、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が下記の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、医療給付金付個人定期保険事務取扱協定にもとづき運営します。なお、拠出型企業年金保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。下記の引受保険会社は、各引受割合に応じて保険契約上の責任を負いますが、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。

##### ●引受保険会社および引受割合(2025年11月1日現在)

(拠出型企業年金保険)

引受保険会社：【事務幹事会社】アクサ生命保険株式会社(25.5%) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)

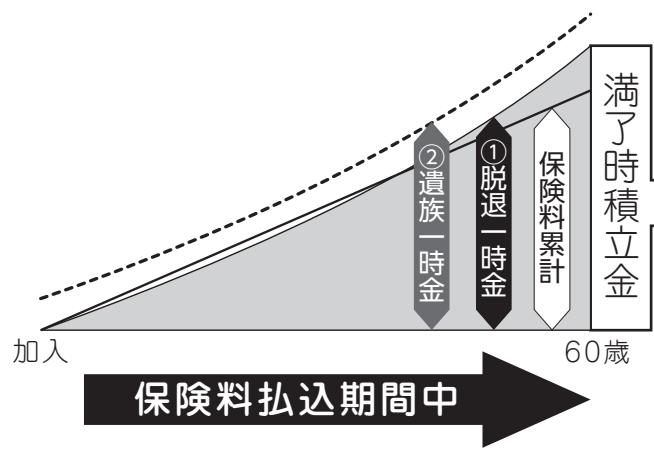
日本生命保険相互会社(66.5%)、明治安田生命保険相互会社(7.0%)、富国生命保険相互会社(1.0%)

(医療給付金付個人定期保険)

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)

## 制度について

- 在職中の積立金を原資として退職後の保障を選択できます。
- 在職中は積立制度のため、保険料払込期間中に脱退すると経過年数に応じた脱退一時金が得られます。  
※再度、加入することはできませんのでご注意ください。
- 在職中の保険料払込期間中は、型に応じて下記保険料控除の対象となります。
  - I. 年金積立型：個人年金保険料控除
  - II. 一般積立型：一般の生命保険料控除



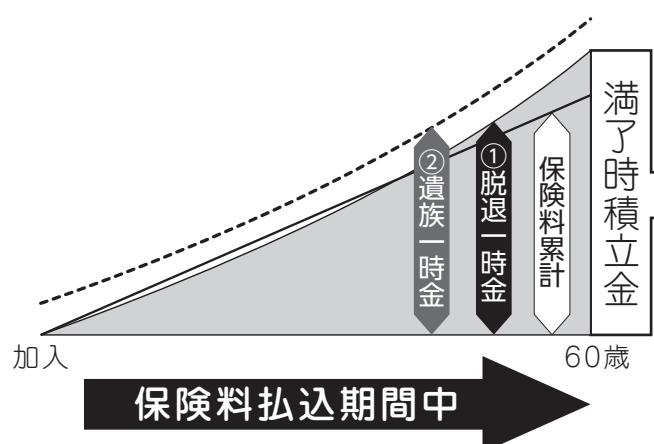
自由選択

## 2つの型があります。

	年金積立型	一般積立型
継続加入資格	2026年4月1日現在、満60歳未満の富士フィルムビジネスイノベーション株式会社および富士フィルムビジネスイノベーション関連会社の役員・社員とします。	
退職後保障	年金もしくは一時金。年金は終身年金・確定年金など4種類から選択。	年金、医療保障、一時金を選択。 重複選択也可能。
保険料の税務上の取扱	保険料払込期間中の保険料は個人年金保険料控除の対象。	保険料払込期間中の保険料は一般生命保険料控除の対象。

### 保険料払込期間中の給付

- 脱退された時…脱退一時金
  - 死亡された時…遺族一時金
- ※遺族一時金は脱退一時金に月払保険料の5倍の金額をプラスした金額となります。



自由選択  
(重複選択可能)

## 月払保険料

……年金積立型・一般積立型とも共通

加入口数	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □
月払保険料	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円
加入口数	11 □	12 □	13 □	14 □	15 □					
月払保険料	33,000円	36,000円	39,000円	42,000円	45,000円					

保険料を減額する(加入口数を減らす)ことはできますが、増額する(加入口数を増やす)ことはできません。

## Ⅰ. 年金積立型

選択コース	年金の内容	コース選択の条件	必要な積立額(年金原資)
10年確定年金コース	加入者の生死にかかわらず10年間年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 1,154,266円 (性別・年齢に関係なく) 2025年11月現在
15年確定年金コース	加入者の生死にかかわらず15年間年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 1,689,653円 (性別・年齢に関係なく) 2025年11月現在
10年保証期間付終身年金コース	10年間は加入者の生死にかかわらず、それ以降は生存されている限り年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 60歳時 男性 2,461,192円 女性 2,846,852円 (選択時の年齢により異なります。) 2025年11月現在
配偶者年金付10年保証期間付終身年金コース	10年間は加入者の生死にかかわらず、それ以降は加入者またはその配偶者が生存している限り年金をお支払いします。また、保証期間経過後に加入者本人が死亡の場合は配偶者が生存している限り継続して年金をお支払いします。 (配偶者の年金額は本人の年金額の6割)	①保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること ②本人と配偶者の年齢差が10歳以内であること	年金月額1万円につき 本人(男性)60歳、配偶者(女性)57歳の場合 2,955,539円 (選択時の本人・配偶者の年齢により異なります。) 2025年11月現在

- (注) 1. 年金支払開始後、年金受取人（遺族を含む）からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残存保証期間（確定年金の場合は残存年金支払期間）の未払年金現価を一時金でお支払いいたします。  
この場合、10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身が生存されているとき、配偶者年金付10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身またはその配偶者が生存されているときに年金の給付を再開し、その生存期間中に限り年金をお支払いします。ただし、保証期間終了後は一時金のお取扱いはありません。
2. 各コースへ移行時の必要な積立金額（年金原資）は、2025年11月1日現在のものです。実際には、移行時の必要な積立金額（年金原資）が適用されます。なお、詳細は移行時にご案内いたします。

## Ⅱ. 一般積立型

選択コース	保障の内容	コース選択の条件	必要な積立額(保険料/年金原資)
医療保障コース (医療給付金付) (個人定期保険)	移行時から70歳満了までの期間に、病気やケガにより入院・手術を受けられたときに給付金・保険金をお支払いします。	保険料払込期間4年1ヵ月以上かつ選択時50歳以上であること 正常に勤務していること	入院給付金日額5,000円につき 60歳時 一時払保険料 男性 517,485円 女性 394,260円 2025年11月現在
年金コース (拠出型企業年金保険)	各年金の内容については上記、 <b>年金積立型</b> と同様です。	①年金選択時60歳以上であること ②年金月額1万円以上となること ③配偶者年金付10年保証期間付終身年金の場合は、本人・配偶者の年齢差が10歳以内であること	上記 <b>年金積立型</b> の必要な積立額（年金原資）欄をご参照ください。

- (注) 1. 年金支払開始後、年金受取人（遺族を含む）からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残存保証期間（確定年金の場合は残存年金支払期間）の未払年金現価を一時金でお支払いいたします。  
この場合、10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身が生存されているとき、配偶者年金付10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身またはその配偶者が生存されているときに年金の給付を再開し、その生存期間中に限り年金をお支払いします。ただし、保証期間終了後は一時金のお取扱いはありません。
2. 各コースへ移行時の保障内容および必要な積立金額（保険料/年金原資）については、2025年11月1日現在のものです。実際には、移行時の保障内容・保険料・約款などが適用となります。なお、詳細は移行時にご案内いたします。

## 保険金などの受取人

脱退一時金(減口による積立金の一部受取を含む)・年金・解約返戻金・各給付金・高度障害保険金・災害高度障害保険金	加入者(被保険者)本人
遺族一時金	労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位の者とします。(配偶者・子・父母……の順)
死亡保険金・災害保険金	移行時のコース選択時に受取人を指定していただきます。

## 税法上のお取扱い (2025年11月現在)

保 険 料	<b>年金積立型</b> 個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)	<b>遺族一時金</b>	相続税の課税対象となります。ただし「500万円×法定相続人数」までは非課税となります。 (相続税法第3条、第12条)
	<b>一般積立型</b> 一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)		雑所得として課税されます。 課税対象額=(年金年額+増加年金)-年金年額 $\times \frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金払込総額(見込額)}}$ (所得税法第35条、同施行令第183条)
<b>脱退一時金</b> (減口による) (積立金の一部受取を含む)	一時所得として課税されます。 課税対象額=(脱退一時金-払込保険料総額-50万円)×1/2 (所得税法第34条、同施行令第183条) * 医療保障コースを選択された場合、脱退一時金から充当された保険料については、一時所得の計算の受領額に含まれます。	<b>年 金</b>	

※記載の税務についてのお取扱いは2025年11月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

## 取 扱 内 容

<b>1. 保険料の変更</b>	保険料を減額する(加入口数を減らす)場合のお申込みは、年1回(毎年4月1日付)となります。 ※保険料を増額する(加入口数を増やす)ことはできません。
<b>2. 保険料の払込</b>	保険料は月払とし、毎月の給与から(減額をした場合の第1回保険料は4月給与から)天引きし、退職する月まで払込みます。(満60歳に達した日の属する月の末日で満了となります。)
<b>3. 型 の 移 動</b>	<b>年金積立型</b> ・ <b>一般積立型</b> の保険料、積立金額はそれぞれ区分して管理されているため、型間の移動はお取扱いできません。
<b>4. 脱退・積立金の一部払出(減口)・払込中止の取扱</b>	(1)脱退：いつでも脱退できます。ただし、再度、加入することはできませんのでご注意ください。 (2)積立金の一部払出(減口)：一般積立型の加入者が別表の事由に該当する場合には、お申し出により現在の加入口数を減口することにより、積立金の一部払出することができます。 なお、減口後の払込口数(保険料)の変更はありません。お支払いする金額は指定の金額を大きく上回る可能性があります。指定額は10万円以上1万円単位で設定していただきます。 (注)年金積立型については減口のお取扱いはできません。 (3)保険料の払込中止:年金積立型・一般積立型の加入者は下記の減口の事由に加え、「その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合」に該当するときは、お申し出により払込口数の全部または一部を中止することができます。(ただし、年金積立型については最低1口以上の保険料を継続してください。) この場合、積立金は払い出さず据え置くものとし、加入者の脱退の場合は脱退一時金、加入者の死亡時には遺族一時金をお支払いします。ただし、全部払込中止の期間中は、遺族年金特約保険金の加算はありません。払込中止期間に保険料の減額はできません。 <別表> ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済
<b>5. 年金積立型の取扱</b>	(1)年金の選択……年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2月・5月・8月・11月)に分割してお支払いします。 ①保険料の払込みを10年以上続けた60歳以上の方が、年金選択を希望する場合は、4種類の年金コースから自由に選択できます。 ②保険料の払込みを10年以上続けた場合でも60歳未満の方は年金を選択することはできません。(脱退一時金の受取りとなります。) ③保険料の払込みが10年未満の方は、年齢にかかわらず年金を選択することはできません。(脱退一時金の受取りとなります。) (2)一時払による年金額の増額について 年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることで年金月額を増額することができます。 ただし、確定年金を選択の場合、一時払保険料額はその時点の積立金額以下となります。
<b>6. 一般積立型の取扱</b>	(1)医療保障コースを選択した場合 ①退職した日の翌月1日に、積立金を医療保障コースの70歳払込満了の一時払保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。医療保障コースへの移行にあたっては、健康状態に関する告知書など必要な書類を提出していただきます。 ②移行後は拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社はアクサ生命保険株式会社となります。 保険証券の発行や保険金の支払などの事務取扱は保険会社が行います。 ※移行の際には、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。 (2)年金コースを選択した場合、年金開始期日は加入者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2月・5月・8月・11月)に分割してお支払いします。 (3)一時払による医療保障コースの選択・年金額の増額について ①コース選択の際に積立金の不足により、医療保障コースを選択できない場合は、一時払により保険料を積み増しすることで医療保障コースの選択をおこなうことができます。ただし、告知書の内容によっては医療保障コースの選択ができないことがあります。 ②年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることで年金月額を増額することができます。 ただし、確定年金を選択の場合一時払保険料額はその時点の積立金額以下となります。

[お問合せ先]

アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部【照会先】法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450